出勤者数の削減に関する取組内容の公表（No.13）

(一社)日本マリーナ・ビーチ協会

令和４年３月２日

出勤者数の削減については、令和３年12月に新規感染者数の顕著な減少などが認められたため、令和４年１月より通常の勤務体制に戻すこととしましたが、年末からの再拡大に伴い、１月12日より「出勤当番制」とし、改めて出勤者数の削減に取り組むこととしました。

（１）定量的な取組内容

算定の対象とする職員の範囲	目標値	実績及び対象期間
テレワーク実施可能な社員（職員７名全員） ・出向者を含む	出勤者削減率 ６０％	出勤者削減率 ５４％ （R4.2.1～R4.2.28）

（２）具体的な取組や工夫

テレワーク推進に向けた具体的な取組・工夫
・ テレワーク用のノートパソコンを導入 ・ テレワーク実施者にWiFiを貸与 ・ オンライン会議システム等のＩＴ環境を整備 ・ テレワークを可能とするよう社内の就業規則を改定 ・ 会議や研修のオンライン化に努める ・ 緊急事態宣言解除後もテレワーク推進を再周知

出勤者数削減に向けた具体的な取組・工夫（テレワーク関連を除く）
・ 有給休暇の取得奨励 ・ 時差出勤の奨励